

**改正**

令和2年12月24日条例第51号

八尾市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条—第12条）
- 第3章 市指定無形文化財（第13条—第17条）
- 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第18条—第23条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第24条—第29条）
- 第6章 埋蔵文化財（第30条）
- 第7章 八尾市文化財保護審議会（第31条）
- 第8章 補則（第32条）
- 第9章 罰則（第33条・第34条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号。以下「府条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、本市の文化都市への発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以

下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(市民の責務等)

**第3条** 市民は、市がこの条例の規定に基づいて行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 市長は、この条例の執行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## **第2章 市指定有形文化財**

(指定)

**第4条** 市長は、市内に存する有形文化財のうち、重要なものを八尾市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。))に指定することができる。

2 前項の規定による指定を行うに当たっては、市長は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。))の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による指定を行うに当たっては、市長は、あらかじめ、八尾市文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。ただし、所有者等が判明しないときは、当該通知を要しないものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(解除)

**第5条** 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除に準用する。
- 3 市指定有形文化財について、法の規定による重要文化財又は府条例の規定による府指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

(所有者の管理義務)

**第6条** 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

(届出)

**第7条** 市指定有形文化財について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市指定有形文化財の所有者は、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

- (1) 所有者に変更が生じたとき。
- (2) 所有者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは窃取されたとき。
- (4) 所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 修理しようとするとき。

(修理)

**第8条** 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

**第9条** 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情があるときは、市は、その経費の一部を補助することができる。

(現状変更等の制限)

**第10条** 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付することができる。

(公開等)

**第11条** 市指定有形文化財の公開は、当該市指定有形文化財の所有者が行うものとする。

- 2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。この場合において、公開のために要する費用の全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 3 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有

形文化財を出品することを要請することができる。この場合において、出品のために要する費用は市の負担とする。

- 4 第2項又は前項の規定により公開し、又は出品したことに起因して、当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由その他天災等によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(権利義務の承継)

**第12条** 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、当該変更後の所有者は、市指定有形文化財に関して、この条例に基づいて行う市長の勧告、指示その他の処分による当該変更前の所有者の権利義務を承継する。

### 第3章 市指定無形文化財

(指定)

**第13条** 市長は、市内に存する無形文化財のうち重要なものを八尾市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行うに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定を行うに当たっては、市長は、あらかじめ、八尾市文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者に通知して行うものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定に準用する。

(解除)

**第14条** 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定無形文化財の保持者又は保持団体が当該保持者又は保持団体として適当でなくなった場合その他特別の事由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。
- 3 前条第3項及び同条第4項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認

定の解除に準用する。

4 市指定無形文化財について、法の規定による重要無形文化財又は府条例の規定による府指定無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

(届出)

**第15条** 保持者又は保持団体が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更し、又は死亡若しくは解散したときその他規則で定める事由があるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(保存)

**第16条** 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

(公開)

**第17条** 市長は、保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による市指定無形文化財又はその記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

#### 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

**第18条** 市長は、市内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを八尾市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを八尾市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、市指定有形民俗文化財の指定に、第13条第3項の規定は、市指定無形民俗文化財の指定に準用する。

3 市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行うものとする。

(解除)

**第19条** 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除

することができる。

2 第5条第2項の規定は前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除に、第13条第3項及び前条第3項の規定は前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除に準用する。

3 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は府条例の規定によるこれらに相当する指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

(保護)

**第20条** 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

**第21条** 第6条から第9条まで、第11条及び第12条の規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(保存)

**第22条** 市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

(公開)

**第23条** 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開に要する経費の一部を補助することができる。

## 第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

**第24条** 市長は、市内に存する記念物のうち重要なものを八尾市指定史跡、八尾市指定名勝又は八尾市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定に準用する。

(解除)

**第25条** 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他

特別の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は府条例の規定による府指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による解除に準用する。

(標識等の設置)

**第26条** 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市長の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

(届出)

**第27条** 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

**第28条** 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(準用規定)

**第29条** 第6条、第7条(第4号を除く。)、第9条及び第12条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第6章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財)

**第30条** 市長は、土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)の包蔵が予想される土地で、保護上特に必要があると認める土地について資料の整備等その周知に努めるものとする。

2 法に定めるもののほか、何人も埋蔵文化財を発見したときは、その旨を届け出るとともに、古墳その他埋蔵文化財の包蔵が周知されている土地の保全に努めなければならない。

3 周知の遺跡内で土木工事等を行おうとする事業主は工事の着手に当たって、規則の定めるところにより届け出なければならない。

4 前2項の場合において埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、必要な指示を

行い、又は適切な措置を講ずることができる。

## 第7章 八尾市文化財保護審議会

(設置)

**第31条** 市内に存する文化財の保護及び活用に関して、市長の諮問に応じ、意見を具申するため、八尾市文化財保護審議会を設置する。

2 八尾市文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 補則

(委任)

**第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

(罰則)

**第33条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 市指定有形文化財を損壊し、毀損し、又は隠匿した者
- (2) 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

**第34条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

## 附 則（令和2年12月24日条例第51号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為（地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により事務を委任された教育長（以下「教育長」という。）が行ったものを含む。）又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為（教育長に対して行われたものを含む。）で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。